

# 滋賀県特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ掲載例

滋賀労働局  
労働基準部賃金室

貴広報誌等への記事掲載にご協力いただける場合の掲載例です。

掲載文中の問合せ先につきましては、管轄の労働基準監督署及び滋賀労働局賃金室とさせていただきますようお願いいたします。県内労働基準監督署の名称、管轄区域は下記のとおりです。

記事の掲載等に当たりまして、ご不明の点がございましたら、当室までお問合せください。

## 記

### 労働基準監督署

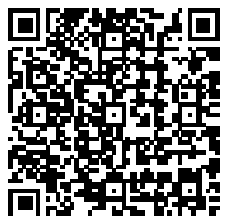
署名	〒所在地	電話番号	管轄区域
大津	〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎3階	077(522)6616	大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市、高島市
彦根	〒522-0054 彦根市西今町58-3 彦根地方合同庁舎3階	0749(22)0654	彦根市、長浜市、米原市、愛知郡、犬上郡
東近江	〒527-8554 東近江市八日市緑町8-14	0748(22)0394	近江八幡市、東近江市、甲賀市、湖南市、蒲生郡

\* 大津労働基準監督署及び東近江労働基準監督署の電話番号は、担当部署(方面)のダイヤルインの番号となっております。

### 滋賀労働局労働基準部賃金室

〒520-0806 大津市打出浜14番15号 滋賀労働総合庁舎5階  
電話番号 077(522)6654

本掲載例、滋賀県最低賃金に関する情報については、以下HPからダウンロードできます。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saitei\\_chingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html)



( 記載例 1 )

## 特定（産業別）最低賃金改正のお知らせ

【特定（産業別）最低賃金】 令和6年12月31日発効

	時間額
ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業（窯業・土石製品製造業）	1,046円
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業（一般機械器具製造業）	1,060円
計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業（精密・電気機械器具製造業）	1,050円
自動車・同附属品製造業	1,062円

【地域別最低賃金】 令和6年10月1日発効

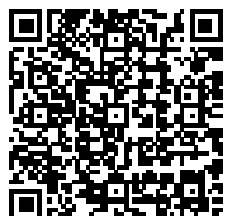
滋賀県最低賃金	1,017円
---------	--------

最低賃金についてのお問い合わせ先

滋賀労働局賃金室 (077)522-6654  
大津労働基準監督署(方面) (077)522-6616  
彦根労働基準監督署 (0749)22-0654  
東近江労働基準監督署 (0748)22-0394



本掲載例、滋賀県最低賃金に関する情報については、以下 HP からダウンロードできます。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saitei\\_chingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html)



(記載例 2)

## 最低賃金改正のお知らせ

滋賀県最低賃金 (令和6年10月1日発効) 時間額 1,017円

### 特定(産業別)最低賃金 (令和6年12月31日発効)

ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業 (窯業・土石製品製造業)	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 (一般機械器具製造業)	計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業 (精密・電気機械器具製造業)	自動車・同附属品製造業
時間額 1,046円	時間額 1,060円	時間額 1,050円	時間額 1,062円

問い合わせ先 滋賀労働局賃金室 077-522-6654  
労働基準監督署 0000-00-0000



(記載例 3)

### 特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

(令和6年12月31日発効)

	時間額
窯業・土石製品製造業	1,046円
一般機械器具製造業	1,060円
精密・電気機械器具製造業	1,050円
自動車・同附属品製造業	1,062円

滋賀県最低賃金 時間額 1,017円  
(令和6年10月1日発効)

問い合わせ先 滋賀労働局賃金室 077-522-6654  
労働基準監督署 0000-00-0000



(記載例 4)

### 特定(産業別)最低賃金改正のお知らせ

特定の産業に雇用される労働者に適用される特定(産業別)最低賃金が改正されました。

詳しくは

滋賀労働局賃金室 077-522-6654  
労働基準監督署 0000-00-0000

又は、滋賀労働局ホームページで。



本掲載例、滋賀県最低賃金に関する情報については、以下 HP からダウンロードできます。  
[https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/saitei\\_chingin.html](https://jsite.mhlw.go.jp/shiga-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/saitei_chingin.html)

